

# 第1章 平成25・26年度の主な出来事

## 特集1 飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例を施行しました

平成25年4月1日より「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」が施行され、市長から地域の再生可能エネルギーを公的に活用しているということで「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として幾つかの事業が認定されました。

### 1 条例制定の背景

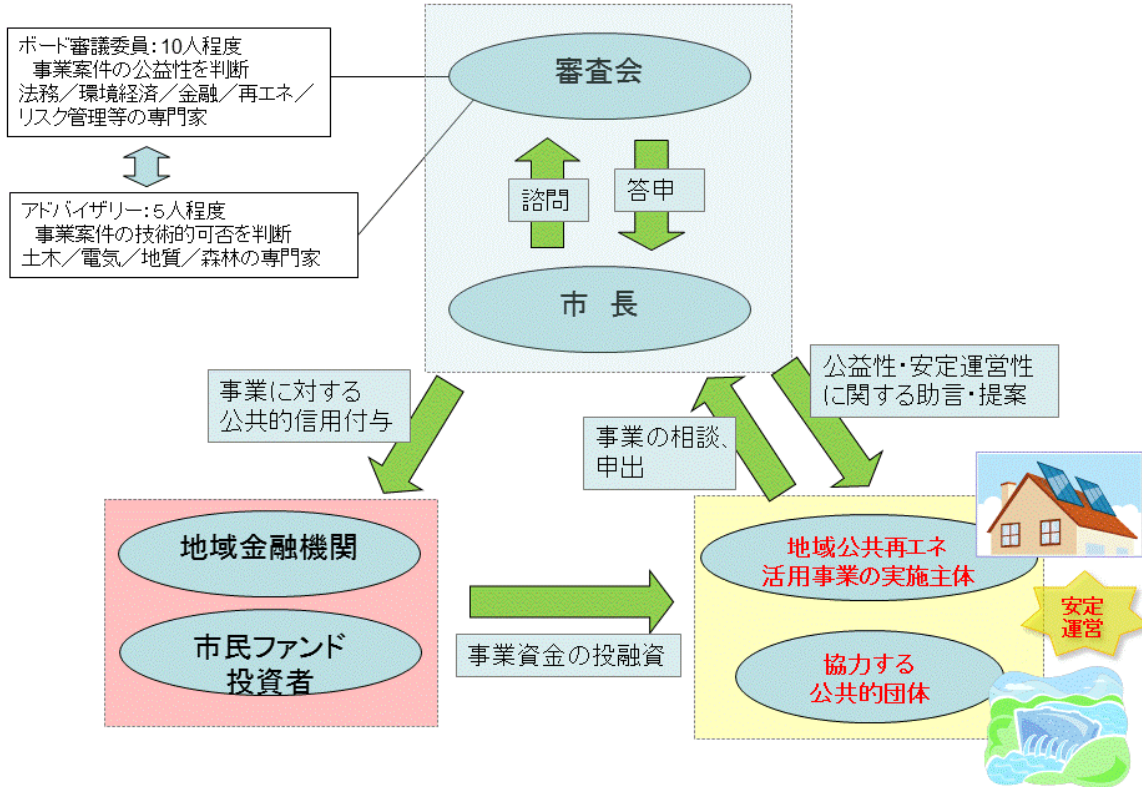
飯田市は太陽や森、水といった自然資源に恵まれており、こうした資源を活かして電気や熱などのエネルギーを作り出すことに適しています。そんな中、平成24年7月から、自然資源を利用して発電した電力を、一定価格で20年間にわたって電力会社が買い取る制度が始まりました。

そこで飯田市は、市内外から専門家を集めこの制度を活かした街づくりの在り方について1年間、検討してきました。この検討の結果、飯田市の特徴である住民の「結い」の力を活かし、住民が自ら地元の自然資源を使って発電して、その売電収益を、住みやすい地域づくりのために利用していくのが良いだろうという結論に至りました。

そこで、その活動を下図の様に支援するための条例を、平成25年4月1日に施行しました。

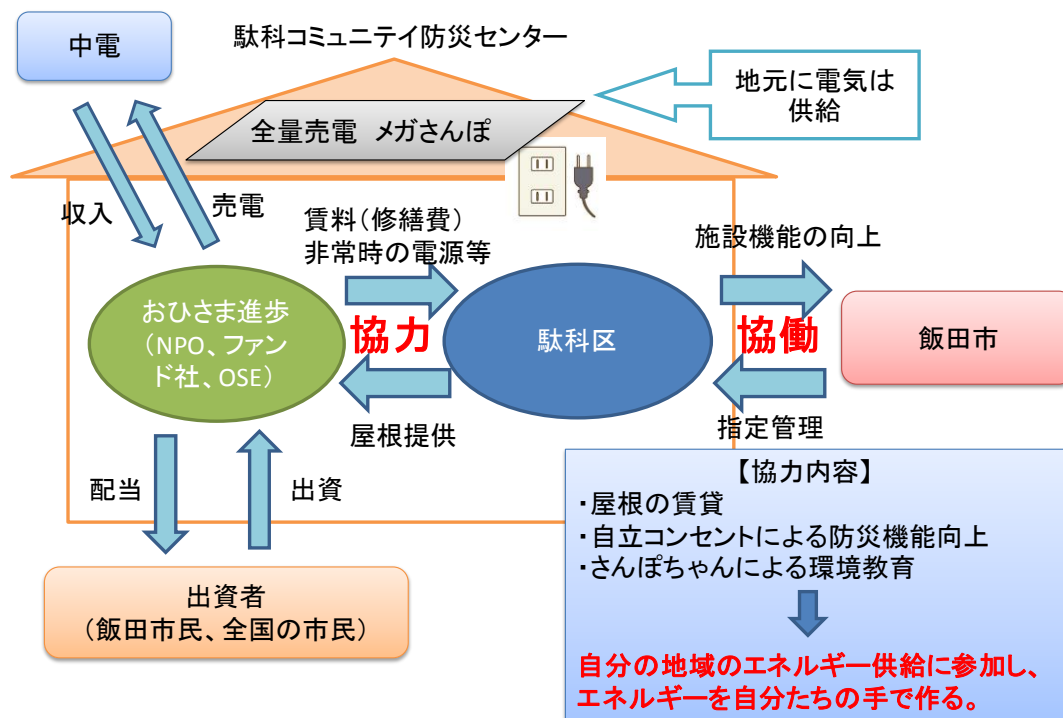
### 2 条例の内容・支援の流れ

#### 地域公共再生可能エネルギー活用事業の概要



### 3 認定事業の紹介

(1) 駄科区メガさんぽおひさま発電所プロジェクト 2013



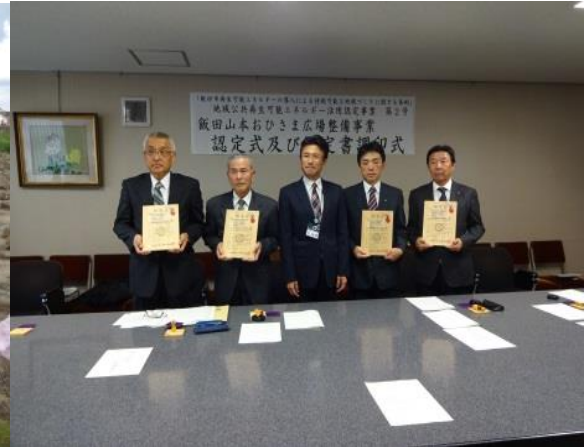
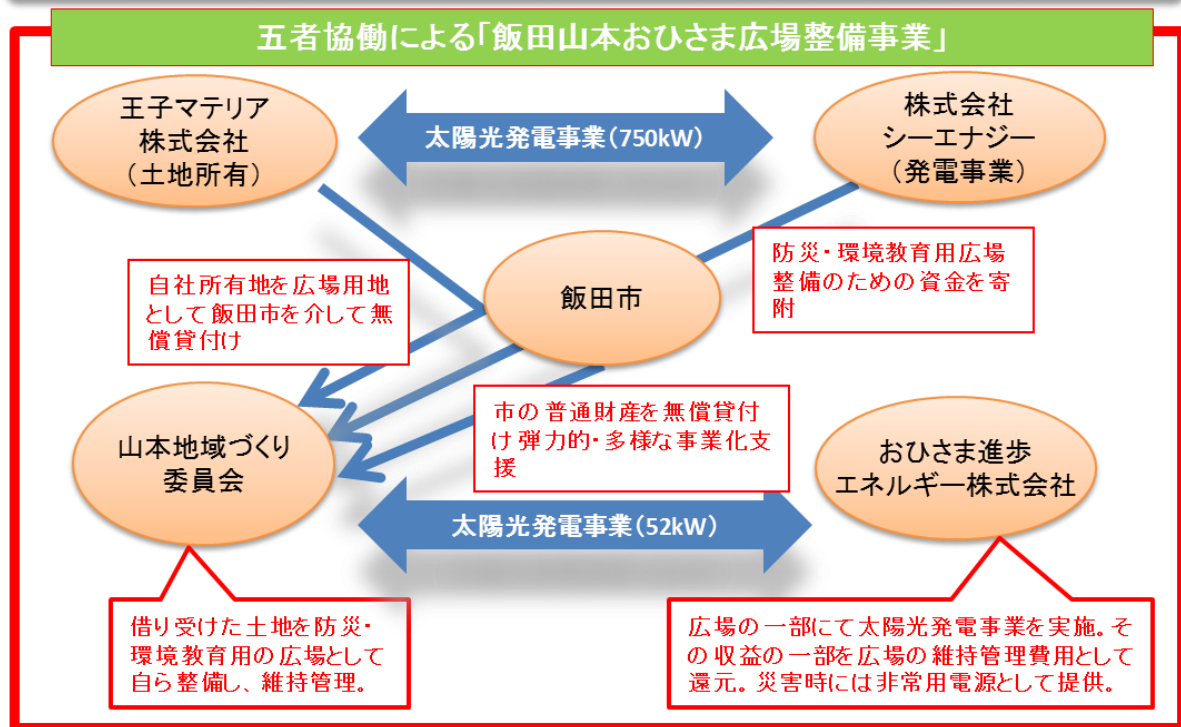
この取組みは、飯田市内の自治組織である駄科区とメガさんぽ事業という小規模分散型太陽光発電設備の設置事業を行っているおひさまグリッド4株式会社が協力し、駄科コミュニティ防災センターの屋根を活用し発電事業を行うことで、地域の防災機能、区民の環境意識の向上やエネルギーの地産地消を推進するものです。

平成26年6月25日に、駄科区とおひさまグリッド4株式会社、飯田市の3者で「公民協働事業協定書」を締結しました。協定は、この太陽光発電事業を飯田市が支援させていただき、3者の協働事業として進めていくための役割分担について定めたものです。駄科区には、平時にはグリーンな電力の地元利用、非常時には防災用電源（1500W×9つ）の確保、さらに、地区民の環境意識の向上等の公益的なメリットが生じます。

地域の皆さんが、再エネ資源を活用して主体的に地域づくりを行っていくモデルとなる事業です。

(2) 飯田山本おひさま広場整備事業

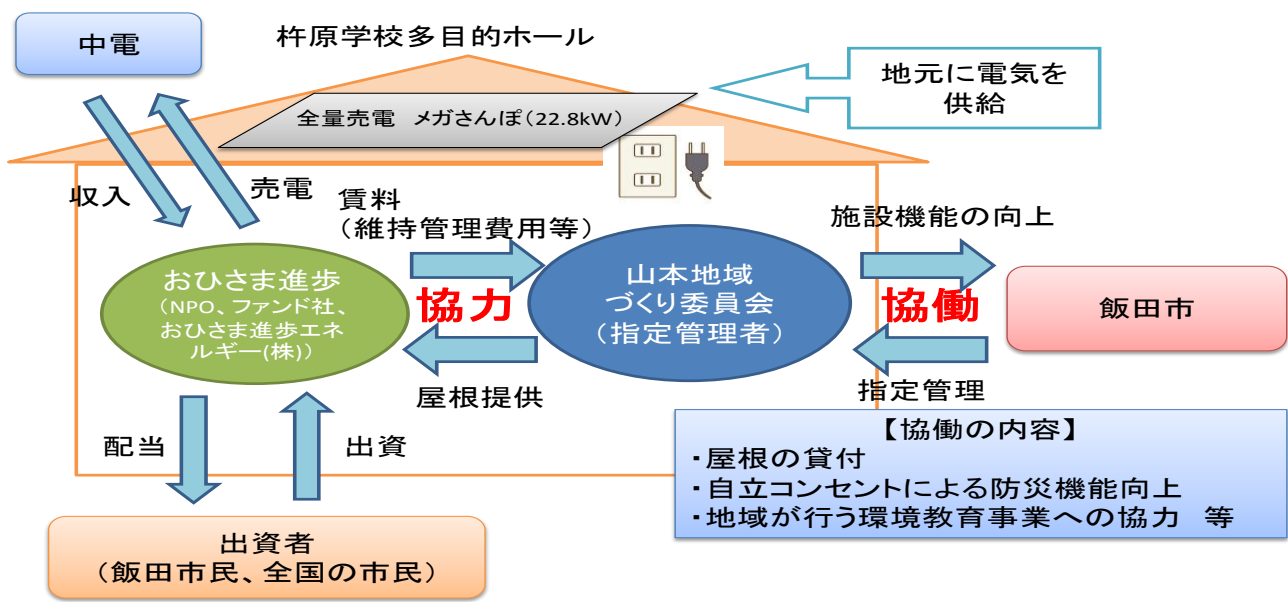
## 企業と地域がスクラムを組んだ太陽光発電（認定第2号）



この事業は、山本地区で太陽光発電事業を開始した王子マテリア株式会社（土地所有者）及び株式会社シーエナジー（発電事業者）と、飯田市を本拠に活動するおひさま進歩エネルギー株式会社の3者が協力して、山本地区住民による手作りの広場である「飯田山本おひさま広場」の設置を支援するもので、これにより、地域の願いであった災害時非常電源を備えた避難場所、自然エネルギーの利用啓発施設、コミュニティ活動の場が実現しました。飯田市もこの支援の輪に加わり、5者により協定書が平成26年10月31日に取り交わされました。

### (3) 杵原学校多目的ホール太陽光発電設備設置事業

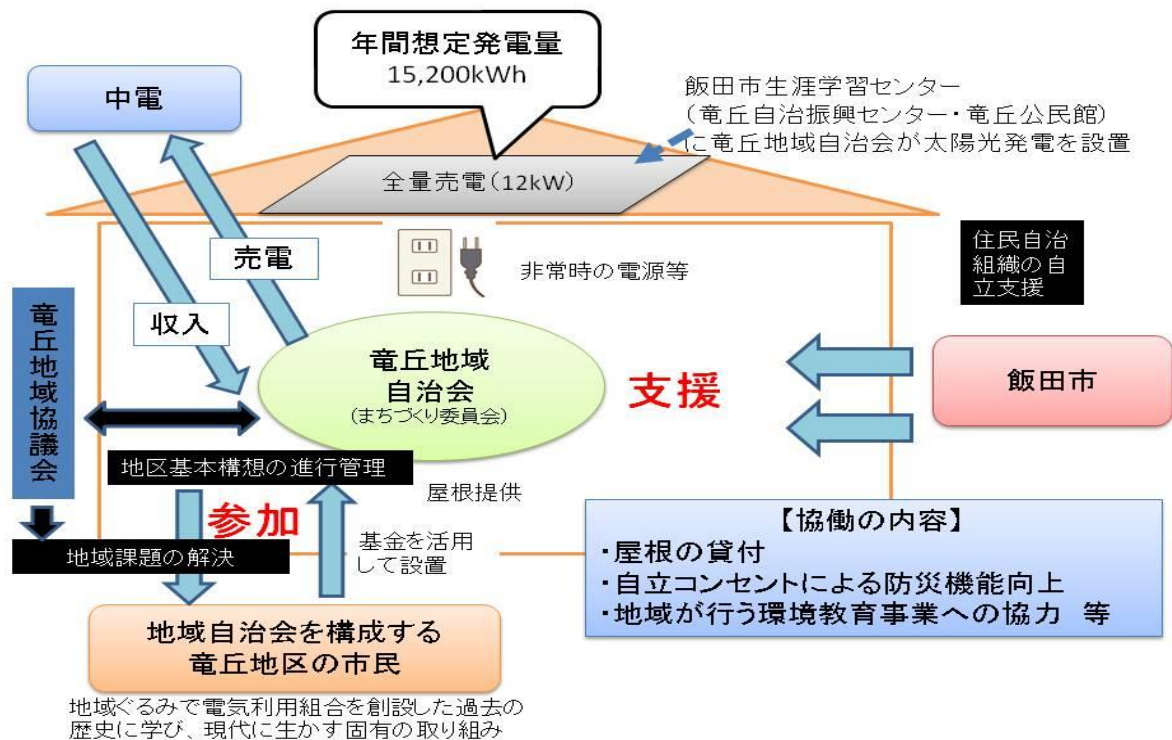




山本地域づくり委員会がおひさま進歩エネルギー株式会社とともに杵原学校多目的ホールで行う「杵原学校多目的ホール太陽光発電設備設置事業」が、この条例に基づく「地域公共再生可能エネルギー活用事業」に決定され、第3号案件として、平成26年12月19日にその認定式が行われました。

この事業により発電で得られた収益は、国登録有形文化財に指定されている杵原学校の維持管理費等に活用され、地域のシンボルである杵原学校が環境配慮の視点から一層の利活用が期待されます。飯田市もこの事業を支援することとなり、三者により協定書を取り交わされました。

この事業をきっかけとして、今後、地域住民の拠り所である杵原学校を活用し、さらなる施設の有効利活用と、住民によるコミュニティ活動の創出が期待されます。



今回、当該条例の地域環境権を行使して、竜丘地域自治会が飯田市生涯学習センター（竜丘自治振興センター・竜丘公民館）屋根に太陽光発電設備の設置を行う事業が、当該条例による「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の第4号認定事業として認定され、平成27年2月24日に事業認定式が行われました。今回は、自治会が自ら事業者として単独で発電事業を行うもので、このような事業形体の認定は初めての事例です。

竜丘地区は、昨年度、環境・文化地区の実現を目標に掲げた基本構想を策定しましたが、今後、事業で得られる収益は、この基本構想に位置付けられた「良好な景観プロジェクト」の一環である「花と緑の地区づくり」事業などに活用されます。飯田市もこの事業を支援するために市の施設の屋根を提供し、2者により協定書を取り交わしました。

## 特集2 南アルプス地域がユネスコエコパークに登録されました。



2014年6月12日にスウェーデンで開催された第26回MAB国際調整理事会において、南アルプスユネスコエコパークが正式に登録承認されました。

南アルプスは3,000m峰が連なる急峻な山岳環境の中、固有種が多く生息・生育するわが国を代表する自然環境を有しています。富士川水系、大井川水系及び天竜川水系の流域ごとに古来より固有の文化圏が形成され、伝統的な習慣、食文化、民俗芸能等を現代に継承してきました。



従来、南アルプスの山々によって交流が阻まれてきた3県10市町村にわたる地域が、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」という理念のもと、南アルプスユネスコエコパークとして結実。南アルプスの自然環境と文化を共有の財産と位置づけるとともに、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことを通じて、地域間交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを図ることを目指しています。



ユネスコエコパークは、左図の様な役割の異なった3つの地域から構成されます。

南アルプス地域では、国立公園を中心としたエリアがコアゾーンとなり、その周辺がバッファゾーンとして、保全と活用の調和が目指されます。

飯田市の上村や南信濃といった地域には、南アルプスの豊かな自然、霜月祭りに代表される独自の風土があり、自然と文化の調和というユネスコエコパークの理念にあう地域と言えるでしょう。

また、南アルプスユネスコエコパークとなることは、ブランドなど付加価値の向上による、農業や観光業への好影響も期待されます。





### 特集3 飯田で中部環境先進5市サミットが行われました。

平成26年7月24日に南信州・飯田産業センターにて、中部環境先進5市サミットが開催されました。中部環境先進5市とは、多治見市・安城市・新城市・掛川市・飯田市のことで、それぞれのイニシャルをつなげてTASKIサミットと呼ばれています。このサミットは各市で毎年順々に開催しており、第5回目を飯田で行うことで5市を一巡することになりました。

サミットの内容は年々深まりを見せ、各市の首長同士の意見交換・議論の場だけでなく、市民交流会を開催して市民同士の直接的な交流の機会を設けるなど、連携の場として有意義なものになってきています。

本サミットでは、「持続可能社会実現のための再生可能エネルギー活用のあり方」をテーマとし、基調講演及びコーディネーターとして、環境省職員で、現在は長野県副知事である中島恵理氏をお招きし、市町村が取り組むべき再生可能エネルギー導入政策の方向性や、地域資源の活用方法について基調講演をしていただき、5市の首長によるディスカッションを行いました。午後からは、市民の皆さんの交流の場とし、意見交換を通じて、活発な議論がなされました。





#### 特集 4 旧飯田測候所が改装され、会議等にご利用できるようになりました。



飯田測候所は、国営の測候所として大正 11 年 12 月に竣工され、以来、平成 14 年 5 月に市内高羽町の国合同庁舎へ移転するまで、飯田地域の気象観測の拠点として 80 年にわたり活用されてきました。

建築から 90 年以上を数える建物で、長野県に残る唯一の大正期の測候所庁舎であることから、我が国の気象観測の歴史を知る上で重要な資料です。

飯田市は、地元市民から、この建物の保存と有効利活用に向けた強い要望を受けて、平成 19 年に国からこの建物の払下げを受け、平成 24 年 8 月の登録有形文化財登、平成 25 年度の改修事業実施を経て、平成 26 年 4 月に飯田市の施設として活用を開始しました。これにより、建物の恒久的な保存・活用とともに、飯田市における環境政策の推進と、市民による地域自治活動を支援する拠点が整いました。